

蒲郡市学校フッ化物洗口委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市の学校におけるフッ化物洗口事業の実施について検討するため、蒲郡市学校フッ化物洗口委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学校」とは、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校をいう。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校におけるフッ化物洗口事業の実施体制及び実施計画に関すること
- (2) 学校におけるう蝕の実態調査および現状分析に関すること
- (3) 学校におけるフッ化物洗口事業の効果測定および評価に関すること
- (4) その他委員会の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員会に作業部会を置き、委員会が指名する委員をもって組織する。

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 作業部会は、委員会の目的を達成するため、フッ化物洗口事業に関する調査・研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）（委員会）

委員	蒲郡市歯科医師会の会員
	関係行政機関の職員
	学校の校長
	学校の養護教諭
	市職員